

第4章 施策の展開

1 計画の推進施策

〔1〕推進施策

2025年（平成37年）における要介護者数・要支援者数、介護保険料、日常生活圏域単位の65歳以上人口、認知症高齢者数、ひとり暮らしの高齢者数、そして必要となる介護人材の数の把握に努め、地域包括ケア「見える化システム」を活用し、高齢者の自立支援、重度化防止などに資するとりくみを推進していくとともに、本市の地域包括ケアシステムの実現のための理念を前提に、本市のあるべき姿の実現をめざし、制度改革のポイントなどを踏まえながら推進すべき施策の柱を次のとおり設定します。

これらの推進施策に沿って、それぞれの地域の実情に応じ、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた支援やサービスが包括的に提供される地域づくりに向け、高齢者本人とその家族のほか、地域住民、関係団体、サービス提供事業所、本市がそれぞれの立場のもと、とりくんでいきます。

■推進施策

- 1 生涯を通じた健康・生きがいづくり
- 2 地域における包括的な支援体制づくり
- 3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進
- 4 適切な介護サービスの提供と質の向上

〔2〕施策推進にあたっての基本的な視点

これらの施策は、次の視点に立って推進します。

（1）多様なサービス資源の充実

地域包括ケアシステムを構築するためには、多様な担い手による生活支援サービスや介護サービス、地域密着型サービス、地域支援事業の充実が必要です。とくに、全ての高齢者を対象とした、介護予防の充実にとりくみます。

（2）地域づくりと、高齢者の地域参加の促進

高齢者が地域において様々な形で社会参加し、市民主体の支援活動の担い手として活動するとともに、互いに信頼して助けあえる人間関係を育むことなどを通じて、健康で暮らしていける地域づくりを推進します。

（3）包括的な支援体制づくり

福祉・医療・介護などの関係機関の連携を強化し、地域の高齢者を包括的・継続的にケアしていくネットワークの確立と強化を通じて、高齢者だけでなく、障害のある方や子どもなど、誰もが生まれ育った地域で安心して暮らすことができる包括的な支援体制の構築をめざします。

〔3〕計画の体系

推進施策	施策の方向	具体的なとりくみ
1 生涯を通じた 健康・生きがい づくり	〔1〕健康の保持・増進	(1) 健康に関する知識の普及・啓発 (2) 介護予防 (3) 健康診査(各種検診)の受診促進や保健指導の推進
	〔2〕生きがいづくりへの支援	(1) 高齢者の生きがい活動への支援 (2) 万年青年クラブ活動への支援 (3) 高齢者の就労支援 (4) シルバースポーツの普及
2 地域における 包括的な支援 体制づくり	〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり	(1) 介護予防・日常生活総合支援事業の推進 (2) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 (3) 地域ケア会議の推進 (4) 家族介護者への支援の充実 (5) 地域みまもりサポート制度の構築 (6) 防火・防災・防犯対策の推進 (7) 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保
	〔2〕地域福祉関係機関との連携体制	(1) 市社協との連携 (2) 民生委員・児童委員との連携 (3) ボランティアとの連携
	〔3〕地域包括支援センターの機能強化	(1) ネットワークの推進とコーディネート力の向上 (2) 地域包括支援センター職員の資質向上
	〔4〕在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護に関する相談体制 (2) 関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備
	〔5〕認知症施策の充実	(1) 認知症に関する理解促進 (2) 認知症の人と家族への支援 (3) 認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進
3 高齢者の尊厳 への配慮と 権利擁護の推進	〔1〕高齢者虐待防止へのとりくみの推進	(1) 高齢者虐待防止ネットワークの推進 (2) 虐待防止のための啓発の推進 (3) 施設における虐待の防止
	〔2〕高齢者の権利擁護の推進	(1) 判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護のとりくみ (2) 生活困難な高齢者に対する支援 (3) 消費者被害防止対策の推進 (4) 権利擁護センターの設置
4 適切な介護サ ービスの提供と 質の向上	〔1〕介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 施設・居住系サービスの提供体制の確保 (3) 地域密着型サービスの充実
	〔2〕サービスの質向上に向けたとりくみ	(1) 介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施 (2) 介護サービスに関する苦情・相談体制の充実 (3) 介護従事者の育成・定着のための支援
	〔3〕介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実	(1) 介護給付適正化の推進 (2) 低所得者などへの対策の推進 (3) 介護サービスの普及啓発の充実

2 施策内容

推進施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくり

健康でいきいきとした高齢期を過ごし、健康寿命を延ばしていくには、介護予防にとりくむことのほか、社会的役割をもつことなど社会へのかかわりを強めることや生活習慣病の発病予防、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上などの健康づくりが重要です。

そのため、市民一人ひとりが健康意識を高め、望ましい生活習慣を身につけ、疾病予防をめざした生涯にわたる健康づくりを支援するとりくみが必要です。

また、「支援する側とされる側」という関係ではなく、地域とのつながりの中で、自身もつ能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上を図ることが重要です。また、高齢者自身が経験や知識を生かし、自己実現につながる生きがいづくりを支援することが重要となってきます。

高齢者の健康づくりや自立支援に資するとりくみを推進し、健康で健やかな生活が送れるように、また、介護が必要な状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる環境づくりにとりくみます。

〔1〕健康の保持・増進

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健やかに暮らし続けることができるよう、人生の早い時期から望ましい生活習慣を身につけ、疾病予防や介護予防にとりくむなど、主体的な健康づくりへの支援を推進します。

(1) 健康に関する知識の普及・啓発

市民自らが、生活習慣を改善して健康増進を図れるよう、市民に対し、生涯を通じた健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を推進します。

とくに、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防の重要性や、適切な栄養摂取、壮年期以降にかかりやすい疾病などについて周知し、市民それぞれが身体機能を維持し、生活機能の自立を確保するための健康づくりを推進します。

(2) 介護予防

保健・医療・福祉の関係機関や地域の団体などと連携しながら、市民の自主的な介護予防を支援するとともに、閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長を通じて寝たきりや認知症予防への支援を通じ健康寿命の延伸を図ります。

また、機能訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所づくりを充実させるなど、周囲への働きかけや支援を含め、バランスのとれたアプローチによる事業を推進します。



(3) 健康診査(各種検診)の受診促進や保健指導の推進

生活習慣病の発症予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導などにより、栄養・食生活の改善や運動・身体活動の習慣化などの生活習慣の改善指導の充実を図り、壮年期における生活習慣病の発症予防にとりくみます。

また、各種がん検診による疾病の早期発見により、早期治療と治療の継続を推進することで、生活習慣病の重症化予防を推進します。

〔2〕生きがいづくりへの支援

高齢期を迎えた団塊の世代のライフスタイルや多様なニーズを踏まえるとともに、高齢者が培ってきた経験や知識を生かした社会参加、社会貢献活動などの充実を図り、高齢者などが自分らしく生きがいを持てる地域づくりを推進します。

(1) 高齢者の生きがい活動への支援

高齢者が生きがいにあふれた日常生活を過ごすことができるよう、健康づくりや介護予防の視点に加え、社会貢献や地域社会を支える新たな担い手として、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。

(2) 万年青年クラブ活動への支援

高齢期の生活を充実させ、社会参加・社会貢献の促進に寄与している万年青年クラブの活動に対し、必要な支援を行います。

また、高齢者の多様なニーズに対応するため、活動内容の充実など、活動への関心を高めるとりくみを推進します。また、参加しやすい環境づくりについても引き続き支援を図ります。

(3) 高齢者の就労支援

高齢者のもつ能力を必要に応じていろいろな分野で活用することが地域の活性化の一要因となると考えられます。そこで、公益社団法人奈良市シルバー人材センターにおいて会員を募り、高齢者のもつ能力の発揮できる分野での就業の機会を確保し、活動の場を提供しています。

(4) シルバースポーツの普及

スポーツは個人の嗜好に応じて親しみ実践することが大切であり、肉体面での負担の少ないスポーツの活動の機会となる場を提供する必要があります。

市民体育大会やスポーツ体験フェスティバルでは、親しみやすいスポーツとして、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、太極拳などを行っています。また、軽スポーツ大会や地域で実施しているスポーツ教室などでは、囲碁ボール、フロッカー、ソフトバレーボール、スポーツ吹矢などの軽スポーツが行われています。

今後も、生涯スポーツを推進していくとともに、指導者の育成や施設の整備・充実をすすめていきます。

推進施策2 地域における包括的な支援体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して継続した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護などのサービスが切れ目なく包括的に提供される体制の構築が求められています。そのような体制づくりにおいて、地域包括支援センターは、中核的な機関として日常生活圏域ごとに設置され、高齢者やその家族の身近な相談窓口として機能を発揮するとともに、包括的・継続的な支援を行う機関として重要な役割を担っています。

また、2017年度（平成29年度）から「介護予防・日常生活総合支援事業」（以下「総合事業」という。）が始まり、高齢者の状態やニーズにあわせたサービス提供とともに、総合的な生活支援を図るための体制づくりが重要となっています。

2025年（平成37年）に団塊の世代が75歳を迎える時期を見据え、高齢者の地域での継続的な生活を支援するため、地域包括支援センターが市民にとってより身近な相談窓口となるよう、その周知に一層努めるとともに、機能強化を図り、保健・医療・福祉・介護の各サービスが切れ目なく提供され、総合的に自立生活を支援できる体制づくりにとりくみます。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など支援が必要な高齢者の生活を地域全体で見守り支えるため、地域における見守り活動など重層的な支援体制の強化を図るとともに、医療機関から看取りを含む在宅での療養生活が円滑に移行できるよう医療と介護との連携を強化します。

〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり

ひとり暮らしや要介護高齢者など日常的に生活支援が求められる高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り在宅に重点を置いて自立した生活を送ることができるよう、在宅生活を包括的に支援するための対策や体制の充実を図ります。

また、2017年（平成29年）に本市が策定した「第3次奈良市地域福祉計画」と市社協が策定した地域住民や民間団体の自主的・自発的な福祉の活動計画である「第2次奈良市地域福祉活動計画」では、「『ひと』づくり」（地域生活を支える人づくり）、「『ネットワーク』づくり」（課題を深刻化させない連携づくり）、「『こと』づくり・『場』づくり」（くらしを支えあう活動・サービスづくり）の3つを活動の大きな方向として掲げ、「ひとりぼっち^{ゼロ}プロジェクト」として、ともに支えあう地域社会をめざしていきます。

（1）介護予防・日常生活総合支援事業の推進

要支援者や心身の機能が低下し、自立した生活を維持することが困難な高齢者を対象に、本市の基準で介護予防や生活支援サービスなどを総合的に提供する事業を実施します。

事業の実施にあたっては、対象者の状態像やニーズに応じて、適切な介護予防サービスと配食や見守りなどの生活支援サービス、権利擁護、社会参加などの多様なサービスを提供します。

なお、本事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業で構成されます。

①介護予防・生活支援サービス事業

2016年度（平成28年度）まで実施していた介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護は、地域の実情に応じたとりくみを行うことができるよう、市が実施主体となる介護予防・生活支援サービス事業に移行され実施しています。

実施にあたっては、多様な担い手が行うサービスも含めて充実させるとともに、高齢者の様々なニーズに応えられるサービスの創設などを検討していきます。また、利用者の安心と信頼を得られるようサービスの質の確保と向上に努めていきます。

②一般介護予防事業

2016年度（平成28年度）までとりくんできた介護予防事業などについて、年齢や心身の状態像などによって分け隔てることなく、誰もが利用しやすい居場所として充実させることで、社会参加や生きがいづくりを通じた効果的な介護予防にとりくみ、その参加状況の把握に努めます。

各地域における介護予防事業の拡充と地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所づくりを充実するなど、周囲への働きかけや支援を含め、バランスのとれたアプローチによる事業を推進し、介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みを構築していきます。

(2) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

2015年（平成27年）4月の介護保険制度改正により設けられた生活支援体制整備事業の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」による地域での生活支援サービスの提供体制の整備にとりくみます。整備にあたっては、次の考え方を念頭にとりくんでいきます。

- ・高齢者が地域で生きがいや役割をもち、尊厳を保持し、地域で自分らしい生活を送ることができるように、最適なサービスを行える提供者への支援
- ・地域のできるだけ多くの主体や元気な高齢者の参加・参画を得ながら、サービスが提供できる体制の整備
- ・地域包括ケアシステムが実現したまちのすがたを思い描き、地域社会の持続可能性を高めるための意識の醸成

また、地域資源の開発に向けたとりくみや高齢者の具体的な資源の開発が行えるよう、本市の活動方針を提示し、支援していきます。

(3) 地域ケア会議の推進

高齢者虐待や認知症など困難事例の増加を踏まえ、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員、介護支援専門員、サービス提供事業者、NPO・ボランティア団体など、地域福祉推進に関係する機関・団体、保健・医療に関係する機関・団体などが

連携した「地域ケア会議」を推進します。

地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、自立支援・重度化防止などに資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じ、同時に地域課題の抽出、社会資源などの開発、地域包括支援ネットワークの構築を行います。

(4) 家族介護者への支援の充実

「老老介護」や「認認介護」（認知症のある介護者が認知症のある要介護者を介護すること）の増加など、家族介護力の低下を踏まえ、介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援サービスを充実します。

(5) 地域みまもりサポート制度の構築

日常的に地域の中での支えあい、助けあいのとりくみが機能する環境づくりとして、新たな担い手発掘のための仕組みや情報共有のルールづくりなどをすすめるとともに、地域福祉のネットワーク機能の拡充を図り、相談支援の充実をはじめ、ひとり暮らし高齢者などの孤立防止や虐待の早期発見・早期対応など、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう見守りの支援体制を強化します。

(6) 防火・防災・防犯対策の推進

高齢者が心身の機能低下のため、災害時に適切な避難ができなかったり、自らが火災などの災害を引き起こしたりするケースがあります。

現在、防火・防災意識の高揚はもちろんのこと、防火・防災用具の給付や地域における防火・防災組織の形成に努めています。また、災害時に何らかの支援が必要なひとり暮らし高齢者に対し、防火訪問を行っています。

また、高齢者が犯罪被害者となるケースが社会問題となっており、これらの被害から高齢者を守るために啓発を行います。

◆ひとり暮らし高齢者家庭防火訪問

70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、各団体と協力し実施しています。

(7) 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を踏まえ、高齢者が安全・安心に暮らすために適切な住まいを選択、利用できるよう、高齢者の生活に配慮した住宅並びに良好な住環境の整備を図ります。

①道路・公園

都市内での安全快適な移動の経路となるべき道路の現状は、歩道の未整備や、歩道橋などの立体横断施設の階段、また道路上の歩行障害物といった高齢者・障害のある方にとって空間移動の障害になる要件が多く存在します。

◆交通安全施設整備事業

道路環境と沿道環境との調和を図りながら安全性・快適性を高めるため、歩道の再整備（バリアフリー化）を協議するとともに、市民生活に密着した生活道路の交通安全の確保と施設整備の充実を図り、安全で快適な交通環境の整備を図ります。

◆道路橋梁維持補修事業

住宅内道路などについて舗装、道路構造物などの改修を行い、高齢者・障害のある方などへの通行障害を排除するため、バリアフリー化を維持します。

◆公園

少子高齢化社会の進展に伴い、世代間の交流や健康づくりの場としての事業展開が望まれています。そのため、公園の利用形態についての把握に努め、いままでの遊具以外に、高齢者にも使える健康遊具を設置するなど、「より良い公園」づくりに努めていきます。

②移動・交通

◆バリアフリー法に基づく整備

高齢者・障害のある方などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備をめざし、移動など円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るために制定された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）に基づき、本市では、公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場、交通安全の各事業において、移動などの円滑化を図るべく2013年度（平成25年度）に「奈良市バリアフリー基本構想」を策定しました。この基本構想を本市のバリアフリー化を実現していくための指針と位置づけます。

◆交通安全運動実施における高齢者の交通事故防止

高齢者一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を働きかけ、交通安全・交通事故防止の徹底を図っています。

しかし、高齢化の進展に伴い、高齢者の社会活動や参加が活発化する中で、高齢者が関係する交通事故は依然高い割合を占めています。そのため、引き続き、高齢者に対する交通安全教育の強化を図ります。

③住まいの確保と整備

地域包括ケアシステムを構築する上では高齢者の住まいに係る施策との連携が欠かせません。

市営住宅の整備に際しては、既存の住宅の居住性の向上をめざし、アプローチ及び住戸内の段差解消、玄関、便所、脱衣室、階段及び浴室への手すりの設置など、高齢者が安全で安心して生活できる居住環境の実現を計画的に行います。

また、民間住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や新たな住宅セーフティネット制度の普及を推進し、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えます。

◆高齢者向け市営住宅入居制度

市営住宅は、住宅に困っている比較的収入の少ない世帯に対し、安い家賃で住んでいただくために市が供給している住宅です。高齢者世帯（申込者本人が60歳以上の高齢者であり、同居又は同居しようとする配偶者もしくは18歳未満の親族などがおられる世帯）向けの住宅設定があります。ただし、該当する世帯向けの募集が常にあるとは限りません。応募者多数の場合、入居者は公開抽選により決定します。

◆公営住宅

市内には、公的賃貸住宅として県営12団地、市営20団地、UR都市機構13団地があり、高齢者のための設備改善や住戸改善の実施及び入居についての特例措置を設けている事業主体もあります。

現在、市営住宅では高齢者向け住宅を16戸（大安寺2戸・般若寺6戸・松陽台8戸）と、第9号市営住宅（紀寺）で高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）27戸を供給しています。また、一般向け住宅についても、長寿社会の到来に向けてバリアフリー化を推進しています。入居についても収入基準の緩和措置を継続して行っています。

〔2〕地域福祉関係機関との連携体制

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようにするため、地域包括支援センターを中心として地域包括ケア体制の充実に努めてきましたが、今後も市社協や民生委員・児童委員、各種ボランティア団体とも連携を深めながら、地域に根ざした包括ケア体制の一層の充実に努めます。

（1）市社協との連携

市社協は、市民主体による福祉活動を推進する中心的組織として、保健・福祉上の諸問題を各関係機関や地域活動との協働により解決していくためのコーディネート機能を備えていることから、行政が制度として対応する福祉サービスと地域コミュニティ活動との適切なつなぎ役としての役割を担っています。

市民生活を取り巻く社会状況の急激な変化により、市民の福祉ニーズが複雑・多様化している今日、市社協との連携を図ることにより、これからの福祉ニーズに応えられる供給システムの構築を図るとともに、市民が様々な福祉サービスを円滑に利用することができるよう、支援をすすめていく必要があります。

現在、市内46地区（概ね小学校区）に地区社協が結成されており、各種団体が連携して、地域福祉活動が行われています。その活動の中で地域住民の様々な個別課題や地域課題に向きあうこととなりますが、地域だけで解決できない問題については、奈良市や市社協などの関係機関と連携をとりながら、解決をめざす必要があります。2020年度（平成32年度）には、全46地区において地区別福祉活動計画を策定し、更に地域における福祉活動が活発になるように、市社協と連携をしながら支援を行っていきます。

また、高齢者の生きがい対策や介護予防施策などについては、地域活動との連携を図

ることにより事業効果の増大が見込めることから、市社協（地区社協を含む）が地域福祉活動の一環としてとりくむことができるよう支援を行います。

地区社協のとりくみの一例

- ・災害時の避難行動などにおいて支援が必要な方への対応などの課題に対し、つながりを大切にするサロン活動を実施。
- ・高齢者の見守りを目的としたお弁当を配達する活動を実施。



(2) 民生委員・児童委員との連携

少子・高齢化の進行により地域福祉を取り巻く環境が急激に変化するなか、地域住民が中心になった新しい形態での福祉活動の展開が求められています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民として身近なところで住民の立場に立った活動を行い、地域住民の状況を的確に把握することで、支援を必要とする人が地域で自立して生活を営めるよう他の関係機関と連携し、今後の地域福祉活動を推進する上で、重要な役割を担うことが期待されています。

市内46地区の民生委員・児童委員の会長研修をはじめ、市内771名の民生委員・児童委員が集まる大会の開催支援など、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。また、市内の46地区の民生委員・児童委員協議会に対して活動補助を行い、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。

奈良市民生児童委員協議会連合会会長会などで情報を共有し、適切に活動の把握をするとともに、その現状に即した研修などの実施ができるようにすすめていきます。とくに、住み慣れた地域で人々と関わりながら住み続けたいと願う高齢者の在宅福祉を支える活動の重要性はますます高まっています。なかでも、孤立するひとり暮らし高齢者の問題は最重要課題であり、安否確認活動をさらに充実していくことが必要です。

(3) ボランティアとの連携

奈良市におけるボランティア活動の近年の傾向として、NPO法人や住民参加型サービスといった市民活動の一形態としてのボランティア活動の関心が高まっていることがあげられます。

誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境整備の一環として、ボランティアの養成はもとより、しみんだよりや市のホームページなどを通じたボランティア情報の積極的な提供を図ることが不可欠です。奈良市ポイント制度（ボランティアポイント）を活用し、より大勢の住民が継続的に地域のボランティア活動に参加してもらう動機付けとします。

また、ボランティア活動の参加希望者からは、高齢者の見守りなどに対する関心の高さをうかがうことができるため、今後もNPO法人や住民参加型サービスを視野に入れながら、ボランティアとの一層の連携強化を図り、「市民協働、共助」による福祉のまちづくりをすすめていきます。

〔3〕地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターを地域包括ケアシステム構築の中核と位置づけ、高齢者の多様なニーズに対応するため、地域包括支援センターが保健・医療・福祉・介護の各サービスを適切に調整し、つなげる役割を果たす地域支援力を発揮できるよう一層の機能強化を図っていきます。

また、地域包括支援センターと地域の関係機関・団体などの間のネットワークの強化を図り、地域住民による互助・共助のとりくみとあわせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの要配慮者に対する支援機能の一層の充実を図るとともに、今後の国の動きや各圏域の高齢者の状況を踏まえ、よりきめ細やかな対応ができるよう、地域包括支援センターの設置数や運営方法などについて検討していきます。

(1) ネットワークの推進とコーディネート力の向上

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核となる機関に位置づけられることから、引き続き地域包括支援センターによる地域のネットワークの拡大や地域支援機能、サービス調整機能などの強化を推進します。

(2) 地域包括支援センター職員の資質向上

地域包括支援センターは、高齢者の状態の変化に応じて、適切な保健・医療・福祉・介護サービスが受けられるよう、3職種の配置を行い、1人当たりの高齢者数を把握し、地域の介護支援専門員に対し必要な相談・指導を行い、要介護者本人や家族が必要なときに必要なサービスを切れ目なく活用できるように支援します。

また、地域包括支援センター運営協議会による意見をもとに適切・公正かつ中立な運営を図るとともに、研修などの実施を通じて、相談に従事する職員の対応技術の向上を図れるよう支援します。

〔4〕在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供していくことができるよう、関係機関の連携体制を強化し、とりくみを推進します。入院時、退院時における医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を把握し、評価につなげます。

(1) 在宅医療・介護に関する相談体制

在宅医療と介護連携に関する相談支援を行うため、「在宅医療・介護連携支援センター」を開設し、地域の医療・介護関係者の後方支援を行います。

また、保健・医療・福祉・介護の連携をすすめる中で、地域包括支援センターでの相談支援や情報提供機能を充実します。

(2) 関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備

医療ニーズの高い高齢者を在宅で支えるため、地域支援事業の「在宅医療・介護連携推進事業」を引き続き推進します。

入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと介護関係者との連携を強化するとともに、それぞれの役割や機能を分担し関係づくりをすすめます。

〔5〕認知症施策の充実

認知症の人が、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、地域における支援体制の強化・充実を図ります。

認知症総合支援に係る、具体的な計画を定め、毎年度その進捗状況について評価します。

(1) 認知症に関する理解促進

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を通じて知識の普及啓発に努めます。

また、認知症サポーターの養成をすすめ、さらに認知症サポーター養成講座を受講した人が活動できるように、ステップアップ研修会を実施します。

(2) 認知症の人と家族への支援

介護家族が安心して住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう、引き続き「認知症の人と家族の会」による認知症相談や、若年性認知症サポートセンターのコーディネーターによる相談を実施します。

また、認知症の人や家族が集まる場である認知症カフェ（オレンジカフェ）などを普及させ、活動の情報を住民に発信していきます。

奈良市安心・安全“なら”見守りネットワークの普及啓発と、協定協力事業者数の拡充をすすめ、認知症高齢者の安全確保を図るサービスを充実します。

(3) 認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進

地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員や認知症の疑われる人の早期対応を基本とした認知症初期集中支援チーム（まほろバおれんじチーム）などの普及啓発を図り、医療機関とも連携して、認知症の早期発見・早期対応のとりくみを推進します。

推進施策3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

高齢者虐待は、複雑な要因が絡みあって発生していることが多いことから、地域包括支援センターをはじめ、行政の保健・福祉担当、医療機関、警察、民生委員・児童委員、介護支援専門員、弁護士など多職種間が連携するとともに、地域住民による見守り活動が組みあわせられ、虐待の予防や早期発見・早期対応のための体制を推進することが重要です。

地域包括支援センターと連携し、地域の関係機関・団体とのネットワークを強化し、高齢者虐待防止のためのとりくみを引き続き推進することで、高齢者が尊厳をもって生活できるような見守りを支援します。

また、認知症高齢者の増加に伴い、判断能力が低下した高齢者が金銭や資産などを騙し取られる被害に遭遇するケースも少なくありません。このような高齢者の増加を背景に、成年後見制度などの権利擁護が必要な高齢者も増えることが見込まれます。一方、介護者の高齢化や後見を担える扶養義務者の減少など後見人不足のほか、成年後見制度の利用手続きが煩雑なことによる利用しづらさが課題となっています。

認知症高齢者や精神障害のある方など判断能力に不安がある要配慮者の権利を守るため、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用し自立した生活を送り、また、消費者被害を防ぐため、権利擁護事業による支援を引き続き推進します。

〔1〕高齢者虐待防止へのとりくみの推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、市民へ的高齢者虐待の理解促進のための啓発を推進します。

また、地域の関係機関・団体と連携したネットワークを強化し、虐待防止をはじめ、地域で気軽に相談できる窓口の設置など、虐待の早期発見・早期対応ができる体制を強化します。

（1）高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携により地域における高齢者虐待防止のための「高齢者虐待防止ネットワーク」の機能を強化し、虐待の防止に向けた啓発、虐待を発見した場合の適切な対応などを推進します。

（2）虐待防止のための啓発の推進

地域のネットワークを活用した虐待防止のための研修会や講演会の開催、地域での見守り体制の充実・強化を図るとともに、虐待の防止、早期発見・早期対応に向け、地域住民に対する普及啓発を推進します。

（3）施設における虐待の防止

福祉施設内の虐待については、介護サービス事業者に対する防止に向けた啓発に努めるとともに、身体拘束ゼロをめざしたとりくみを引き続き推進します。

〔2〕高齢者の権利擁護の推進

認知症や精神障害などにより判断能力に不安のある高齢者の権利を守るとりくみを推進します。

（1）判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護のとりくみ

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知を図り、積極的な利用を促進するとともに、必要に応じて、成年後見制度の市長による代行申立を活用するなど、高齢者のための権利擁護事業を推進します。

さらに、第三者後見人である市民後見人が活躍できる体制づくりを実施し、市のバックアップ体制のもと安心して市民後見人として活動できるようサポートします。

（2）生活困難な高齢者に対する支援

経済的な理由などにより生活が困窮し、在宅で生活を継続することが困難な高齢者のために、「生活困窮者自立支援法」に基づき、それぞれの状況に応じた施設などを維持し、安心した生活ができるよう環境整備をすすめます。

（3）消費者被害防止対策の推進

地域包括支援センターのほか、関係機関などの連携により、高齢者を対象とした訪問販売や悪質商法に関する注意喚起や被害予防の啓発を行うとともに、消費者被害相談窓口などの周知徹底により、被害の早期解決、拡大防止を図ります。

（4）権利擁護センターの設置

相談窓口の一元化や専門機関との連携強化を含め、市民が相談しやすい窓口の設置が求められていること、そして、市民後見活動のバックアップ組織の設置も必要であることから、それら機能を兼ね備えた権利擁護センターの設置が急がれます。センター機能の検討のあと、設置・運営を行います。

推進施策4 適切な介護サービスの提供と質の向上

介護を社会全体で支える制度として普及、定着している介護保険制度を持続するためには、市民の制度に対する理解と協力が重要であり、引き続き、市民に対し、制度に関する普及啓発、情報提供を推進することが必要です。

一方、介護保険の定着がすすむとともに、介護サービスの需要が増し、給付費も増大、介護保険料は上昇を続けています。このような状況を踏まえ、介護保険制度に基づくサービス提供が適正に行われているかなどを検証し、給付の適正化を推進することが求められています。介護保険制度を持続可能なものとしていくためにも、介護サービス提供事業者に対するきめ細かな指導・助言をすすめ、サービスの質の確保を図るとともに、これまで以上に介護給付適正化への積極的なとりくみが重要です。

引き続き、介護サービスの提供体制の適正な整備をめざすとともに、適切な要介護認定や適正な介護給付にとりくみ、介護保険財政の一層の健全性の確保と制度の安定運営に努めます。また、認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を様々な角度から定期的にモニタリングを行い、要介護状態の維持・改善の状況の変化をみながら、地域の動向の把握に努めます。

利用者自らが質の高いサービスを選択できるよう、介護保険サービスなどに関する情報提供や苦情・相談支援体制の充実のほか、低所得者に対する費用負担軽減の配慮など、市民が安心してサービスを利用できる制度運営に努めます。

〔1〕介護保険サービスの充実

住み慣れた地域でいつまでも生活を続けられるよう、高齢者の実態やニーズを踏まえた上で、在宅生活を支えるサービスを中心に整備をすすめます。

とくに、医療的なケアが必要な人や、認知症の人に適切なサービスが提供されるよう、居宅サービスと地域密着型サービスの提供体制の充実を図ります。

(1) 居宅サービスの充実

地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、在宅医療と介護を連携させたサービスの充実を図ります。

サービス提供事業者の新規参入もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、サービスに対する地域の介護ニーズ（必要性）に関する情報の収集及び事業者に対する情報提供に引き続き努めます。

(2) 施設・居住系サービスの提供体制の確保

団塊の世代が高齢者になった現状から、2025年（平成37年）には要介護認定率が高まる75歳以上の後期高齢者が一層増えることが予想されます。重度の要介護者の動向やニーズを踏まえながら、今後必要な施設の整備を図っていきます。

■表 4-1 施設・居住系サービスの整備目標

・施設サービス

施設名	2017年度 (平成29年度) 設置数	2020年度 (平成32年度) 整備目標	第7期 整備数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（床）	1,652	1,652	0
介護老人保健施設（床）	1,098	1,098	0
介護療養型医療施設（床）	118	0	0
介護医療院（床）	0	118	118

・居住系サービス

施設名	2017年度 (平成29年度) 設置数	2020年度 (平成32年度) 整備目標	第7期 整備数	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)（床）	570	606	36	
特定 施設	ケアハウス・養護老人ホーム（床）	182	182	0
	有料老人ホーム（床）	774	774	0

・その他の施設サービス

施設名	2017年度 (平成29年度) 設置数	2020年度 (平成32年度) 整備目標	第7期 整備数
養護老人ホーム（床）	150	125	△25
軽費老人ホーム（ケアハウス・軽費A）（床）	460	460	0

(3) 地域密着型サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、認知症高齢者や医療と介護の両方が必要な中重度の要介護者などのニーズに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護などの事業者の参入促進など、在宅生活を支援する地域密着型サービスの運営状況の把握と、提供体制の充実に努めるとともに、奈良市の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図っていきます。

また、地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進していきます。

〔2〕サービスの質向上に向けたとりくみ

介護保険制度が利用者本位の制度であることを前提に、サービスの制度周知を図るとともに、利用者が安心してサービスを利用できるよう、介護サービスの質の向上にとりくみます。

(1) 介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施

利用者に対し、適切なサービスが提供されるよう、指定・指導権限がある本市では権限を適正に行使するとともに、施設・居宅サービスなどについては、奈良県並びに近隣市町村と連携しながら、サービス提供事業者に対する調査や監査などを必要に応じ実施します。また、指定の有効期間中に1回以上の割合で実地指導を行っていきます。

(2) 介護サービスに関する苦情・相談体制の充実

関係機関・団体などと連携を図りながら、苦情処理体制について一層の充実を図ります。

また、地域包括支援センターをはじめ、民生委員・児童委員・相談員などとの連携を強化し、地域に密着したサービスに対する不満や苦情について把握できる体制の充実を図ります。

(3) 介護従事者の育成・定着のための支援

「量」と「質」の好循環をすすめるという視点に立ち、奈良県やサービス提供事業者などとの連携を図り、介護人材などの確保対策などを適切に実施するとともに、介護職員の育成・定着に向けた質の向上の支援に努めます。

また、奈良市として、ケアマネジメントに関する考え方を、集団指導などを通じ、周知していきます。

〔3〕介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実

介護保険サービスの提供にあたっては、利用者の権利を尊重した適正な実施に努め、介護保険制度に対し、市民から信頼や安心感を得られるよう制度運営に努めます。

また、団塊の世代が高齢期に入ったことで要介護認定者がさらに増加し、介護保険給付費の増大、ひいては介護保険料の上昇が見込まれることから、持続的な制度の維持・運営を図るとともに、介護保険財政の健全かつ安定的な運営を維持するため、国並びに奈良県に対し必要な支援を講じるよう、引き続き要望や働きかけに努めます。

(1) 介護給付適正化の推進

「第4期奈良県介護給付適正化計画（2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度））」を踏まえ、奈良市において介護給付などに要する費用の適正化に関し、とりくむべき施策に関する事項及びその目標を定め、介護サービスの質の向上及び介護保険給付の適正化を引き続き図ります。

①要介護認定の適正な実施

認定調査の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、随時、認定調査員に対する研修を実施するとともに、認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検を実施し、認定基準の統一化に引き続き努めます。

また、介護認定審査会委員に対する研修や相互の意見・情報交換に努めるとともに、合議体間での格差が生じないよう、介護認定審査会委員構成の変更など、介護認定審査会機能の平準化を図ります。

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画について、事業者へ資料提出を求め又は訪問調査を実施、点検及び支援を行うことにより、介護

支援専門員の気づきを促し、適切なサービス提供の推進に努めていきます。

③住宅改修などの点検

奈良市が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査などを行って、施工状況をリハビリテーション専門職などが点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除していきます。

また、奈良市が福祉用具利用者などに対し訪問調査などを行って、福祉用具の必要性や利用状況などについてリハビリテーション専門職などが点検することにより、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用をすすめていきます。

④縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処理を行います。

また、奈良県国民健康保険団体連合会との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図っていきます。

⑤介護給付費通知

奈良市から受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況などについて通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求につなげていきます。

(2) 低所得者などへの対策の推進

介護老人福祉施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護サービスなどを利用する低所得者などの方に、国の制度である「社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業」に対する助成を実施します。また、社会福祉法人などに対し、この制度の積極的な実施を働きかけるとともに、市民への制度周知にもとりくみます。

また、低所得の高齢者の経済的な負担を軽減するために、介護保険料の軽減措置を実施し、対象となる方が減免制度を利用できるよう、案内に努めます。

(3) 介護サービスの普及啓発の充実

ガイドブックや市広報誌、ホームページなどを通じ、介護保険制度やサービスの利用方法、サービス提供事業者などについて、市民に対する情報提供を充実します。

また、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などと連携し、身近な地域において介護サービスの普及啓発、情報提供を図ります。